

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：インドネシア国地方主要都市における都市公共交通システムに関する情報収集・確認調査（QCBS）

調達管理番号：20a00331

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>

2020年7月29日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年7月29日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国地方主要都市における都市公共交通システムに関する情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

- | |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2020年10月～2022年3月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

<p>新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。</p>

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です（詳細は第4章参照）。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の26%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後12ヶ月以降）：契約金額の14%を限度とする。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課、實川 真理子、Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年 8月19日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年 8月28日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」)

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点(小数点第1位まで計算)とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、技術評価点に一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

- 1) 日時：2020年9月10日（木） 11時～
- 2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。
詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年9月18日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

- 1) 競争参加者の名称
- 2) 競争参加者の技術評価結果
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点（該当する場合）
- 3) 競争参加者の価格評価結果
見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定され

る「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景：

近年、インドネシア共和国（以下、「インドネシア」とする。）では急激な都市化と人口増加に伴い、都市内道路での渋滞が慢性化・深刻化しているが、都市交通改善のための抜本的なインフラ投資が行われてこなかったため、道路交通渋滞等が顕在化している。インドネシアの都市化率は今後も伸びる傾向にあり、2025年には約60%、2050年には都市化率が70%を超えると予測されており（World Urbanization Prospects (UN, 2018)）、引き続き都市交通インフラの整備の需要が高まっている。このような背景の下、都市内の大量輸送システム（Urban Mass Transport System。以下、「UMTS」とする。）を整備する必要性が急速に高まっている。この状況に対応するべく、我が国は2000年初め頃から、ジャカルタ首都圏の都市交通マスタープランの策定支援を行い、同交通マスタープランに基づきインドネシア初となる地下区間を含む大量高速輸送（Mass Rapid Transit：MRT）建設を支援し、2019年3月には南北線第一期区間（約15.7km）が開業した。こうした中、2019年4月の大統領選挙で勝利したジョコ大統領は、同年10月の就任演説で独立100周年となる2045年に世界5位以内の経済大国を目指すべく、引き続きインフラ開発等の政策に力を注ぐとの方針を示した。また、2020年に発表された「国家中期開発計画（Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional：RPJMN）（2020-2024）」に沿って、インドネシア政府は主要6都市（ジャカルタ、スラバヤ、メダン、バンドン、スマラン、マカッサル）において、UMTSの整備を目標に掲げている。

2020年1月、同RPJMN（2020-2024）を受け、インドネシア国家開発企画庁より日本を含む開発パートナーに対し、インドネシア国内主要6都市の都市公共交通インフラ開発に向けて、開発計画策定段階からの協力を要請する意向が示された。ジャカルタ首都圏では、MRT整備計画が進行しているところ、ジャカルタ首都圏以外の主要5都市において、都市公共交通の現状及び課題の整理を通じて、UMTS導入を念頭においた我が国としての協力の可能性を検証するための基礎情報収集・確認調査を行う必要性が生じている。

2. 調査の目的：

本業務は、インドネシアのジャカルタ首都圏以外の主要5都市（スラバヤ、メダン、バンドン、スマラン、マカッサル）の既存開発計画や都市交通マスタープラン等のレビューや都市公共交通の現状課題の整理を通じて、UMTSの導入を念頭に我が国として協力の優先度の高い1都市を対象都市として絞り込み、当該対象都市での円借款事業の案件形成に向けた協力準備調査の基礎資料となるような、データの収集・分析、さらに優先順位も含む複数路線案（ex.東西線、南北線、環状線等）の概算事業費の積算及び評価を行うために必要な情報の収集・分析を目的とする。

3. 調査対象地域：

東ジャワ州スラバヤ市、西ジャワ州バンドン市、南スラウェシ州マカッサル市、中部ジャワ州スマラン市、北スマトラ州メダン市

4. 主な相手国調査対象機関：

国家開発企画庁（BAPPENAS）、運輸省鉄道総局、土地・空間計画省、公共事業・国民住宅省道路総局、地方開発企画庁（BAPPEDA）、インドネシア鉄道公社（PT.KAI）

5. 調査の範囲：

本調査の実施にあたっては、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 調査方針及び留意事項」を踏まえ、「7. 調査内容」に記載する調査を実施し、調査の進捗に応じて、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成してJICA及び実施機関等に提出するものとする。

6. 調査方針及び留意事項¹：

（1）本調査の流れ

本調査の大まかな流れは以下の通りを想定する。但し、イ国側機関の検討状況やその他調査中の状況によっては業務の進め方や対象範囲の変更を余儀なくされる可能性があるため、柔軟な対応を工夫すること。

- 1) 既存のマスタープラン等やデータに基づき、5都市（スラバヤ、メダン、バンドン、スマラン、マカッサル）の都市交通の現況・課題を簡潔に整理・分析し、都市毎に「都市カルテ」（記載すべき内容については、以下「7. 調査内容（6）」参照のこと）を作成する。
- 2) 都市カルテを基に、都市交通計画等が存在し、既存開発計画においてUMTSの導入が謳われているなどの諸条件や各種分析結果を踏まえ、優先協力対象都市を1都市選定する。
- 3) 優先協力対象都市について、UMTSの導入を前提に需要予測の見直しを中心とした既存都市交通計画のレビューを行う。
- 4) 既存都市交通計画のレビューに基づき、円借款事業の形成に向けた協力準備調査の前提となるようなデータの収集・分析、さらに優先順位も含む複数路線案の概算事業費の積算及び評価を行う。

（2）COVID-19の世界的な流行を踏まえた調査実施方法の検討

COVID-19の世界的な流行を受けて、現在、インドネシアは短期滞在者のビザが発給されない等の措置が取られている。このため、計画通りに現地作業が実施できない可能性があることに留意すること²。

¹ コンサルタントは、既存の資料の内容を十分に確認の上、効率的かつ効果的な調査手法を検討し、プロポーザルに記載、提案すること。なお、本企画競争説明書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。但し、需要予測においては、本格的な交通調査等の大規模かつ長期間に渡る調査の実施は想定しないため、既存の資料やデータ等を活用した推計方法を提案すること。

² 計画通りに現地作業が実施されない場合の代替的な調査の実施方法（現地との遠隔会議やローカルコンサルタントの活用等）についてプロポーザルで提案すること。

(3) 相手国関係機関との協議及び情報共有

業務の過程で随時JICAと協議し、その過程については文書にて確認・記録すること。また、調査結果について先方政府関係機関へ共有する際にはJICAへの報告・同意を事前に得ること。本調査はあくまでの特定の協力プログラム形成、個別案件の発掘・形成を確約するものではないことを留意すること。

(4) 既存の開発戦略・都市交通計画等の最新情報のレビュー

インドネシア政府が2020年1月に発表した「RPJMN (2020-2024)」にて、主要6都市（ジャカルタ、スラバヤ、メダン、バンドン、スラバヤ、マカッサル）における、UMTSの整備を目標に掲げていることから、同計画が目指す交通モード（MRT、LRT等）・輸送容量・路線ルート・整備スケジュール等について既存計画のレビュー等を通じて確認すること。さらに、BAPPENASの規程によると、各都市での鉄道を初めとする公共交通インフラの整備の前提条件として、都市交通マスタープランの策定が必要とされていることから、同規程が定める都市交通マスタープランの要件や必要手続き等についても確認し、整理すること。

加えて、JICAは2006年に「南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏総合計画調査」、2011年に「スラバヤ広域都市圏地域開発計画調査」をそれぞれ実施しており、世界銀行（WB）やフランス開発庁（AFD）、ドイツ復興金融公庫（KfW）もスラバヤやバンドン、メダン等において、都市交通計画の策定支援等を行っている。UMTSの導入を念頭においた我が国として協力の優先度の高い1都市を選定する際には、これらの各調査結果を踏まえた各都市の最新の都市交通計画等の関連計画（空間計画等も含む）を確認し、UMTS導入の妥当性を検証するとともに、同計画の達成状況（特に公共交通の整備状況）や今後の課題等についても整理すること。

(5) 先方政府実施機関、関係ドナーからの情報収集・協議

対象5都市の各種交通関連計画のレビューや、優先協力対象都市の選定と同都市における補完調査に際しては、先方政府への十分な聞き取り調査を行い、随時情報共有を行いながら実施すること。加えて、他ドナー（WB、AFD、KfW等）とも十分な意見交換を行い、各都市における公共交通における課題に対する各ドナーの協力方針や、これまでの協力における課題等について情報収集を行い取りまとめること。また、他ドナーとの協議やそのための調整を行うこと。

(6) 優先協力対象都市の絞り込みについて

以下「7. 調査内容」に記載の通り、本業務では、インドネシア国内の主要5都市間で多基準分析等の分析結果による相対評価を行い、優先協力対象1都市の絞り込みを行うことを想定している³。また、1都市の絞り込みにおいては、中央政府及び地方政府等の関係機関のヒアリング結果を慎重に考慮し、JICAと協議の上で決定することとする。

³ 具体的な評価分析方法については、プロポーザルにより提案すること。また、プロポーザルの作成に当たっては、優先協力対象1都市にスラバヤが選定されることを仮定して作成すること。契約後、対象都市がスラバヤではない都市が選定された場合は、その時点でJICAと協議の上、業務計画の見直しを行い、契約変更を実施することを想定している。

(7) 環境社会配慮

都市交通計画の見直しにあたって、幅広いステークホルダーとの合意形成が不可欠である。特に市民参加を促し、多様な関係者の意見・意向を計画に反映していくことが重要となる。本調査では、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、「JICA環境ガイドライン(2010年4月)」とする)にある戦略的環境アセスメント(以下「SEA」とする)を適用し、ステークホルダーとの協議、パブリックコンサルテーションを適宜行いながら、経済、社会、環境の各面に対し、バランスある配慮が計画に反映されるよう留意する。

また、UMTSの導入が具体的に事業化した場合、JICA環境ガイドライン(2010年4月)上の環境カテゴリ分類はAになることが想定されうる。また、当該事業実施の環境許認可取得に必要な環境影響評価報告書(AMDAL)及び用地取得・住民移転計画(LARAP)は本調査内ではなく事業化調査段階で作成が見込まれるが、複数路線案を検討するにあたり、早期から本事業がもたらしうる影響を考慮することは有益である。

よって、UMTS路線計画代替案の提案にあたっては、JICA環境ガイドライン(2010年4月)においてカテゴリAの事業に求められるAMDAL及びLARAPの作成に必要な基礎情報及びベースラインに係る既存の情報を収集・整理し、JICA環境ガイドライン(2010年4月)とのギャップを整理すること。LARAPについては、社会経済調査は行わないが、用地取得及び非自発的住民移転の有無及びその規模の基礎情報を収集し、整理するものとする。本調査の報告書の作成にあたっては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」を参考にする。また、基礎情報及びベースラインの整理に際しては、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B、及び同OP4.12 Annex A等を参照すること。

(8) 都市鉄道整備の検討

既存の計画のレビューを通じ、複数の代替案から最適な都市鉄道の事業内容について比較検討を行う。その際、都市空間計画と整合した最適な都市鉄道事業の検討を踏まえることとし、都市鉄道整備を通じた都市環境の向上や都市交通網全体最適に向けた方策を勧告すること。また、都市鉄道整備にあたっては、ジェンダー配慮や社会的弱者の社会参加促進の観点や、ユニバーサルデザイン(国土交通省「公共交通関係のガイドライン」)：

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.htmlの適用にかかる検討を取り入れるものとする。

7. 調査内容：

(1) 関連資料・情報の収集・分析

インドネシア政府、JICA、国際機関、他ドナー等の関連資料を参照し、情報、データを整理・分析するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

(2) インセプション・レポート、質問票の作成

上述の結果や調査にあたって、必要な業務実施に関する基本方針、方法、項目、内容、実施体制、詳細なスケジュール、先方政府機関等に対応を求める事項・質問などを検討し、インセプション・レポートとしてとりまとめ、JICAに提出する。

(3) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが開催する事前会議等に参加し、調査計画やインセプション・レポート、質問票の内容について説明・協議を行う。

(4) 在インドネシア共和国日本国大使館及びJICAインドネシア事務所への調査概要説明

上述の「7. (3)」の結果等を踏まえて修正したインセプション・レポートに基づき、調査の概要、調査計画等について、在インドネシア共和国日本国大使館及びJICAインドネシア事務所に説明を行う。

(5) 調査対象機関・他ドナー等への調査概要説明

インセプション・レポートに基づき、主な調査対象機関に対し、調査の目的、内容、スケジュール等の調査概要につき説明・意見交換を行う。また、事前に作成した質問票についてインドネシア関係機関に事前に送付し、調査実施時までに取り付け、分析を行う。また、他ドナー等に対して調査概要の説明、必要な調整、そのための準備等を行う。

(6) 対象5都市の都市交通関連情報の収集・整理（「都市カルテ」の作成）

対象5都市について、以下に例示した都市交通関連情報を収集・整理する。なお、「7. (7) 優先協力対象都市の選定」による検討結果を踏まえ、効率的に調査を行う。

- ① 都市の概要（人口、人口密度、自動車保有率、交通混雑の現況、現存する公共交通機関とその結節の可能性、交通分担率、公共交通需要、地形データ、地図情報、既存の自然環境調査・交通調査等）
- ② 都市公共交通関連政策（RPJMN（2020-2024）、Urban Mass Public Transport Development Priorities（2020-2024）、地方中期開発計画、地方政府実施計画、空間計画、都市交通マスタープラン、首長の方針、法制度、財源、中央及び地方政府の費用負担割合等）
- ③ 実施中・検討中の公共交通整備事業（MRT、LRT、BRT等の交通モード別、及び国家予算、対外借入、PPPといった財源別に整理）
- ④ 他ドナーの支援状況及び関心度
- ⑤ 新規鉄道事業計画・実施・維持管理に係る各都市の関係機関・所掌業務・法制度（主務官庁、事業者等）及び主要な関係機関の関心度や実施能力
- ⑥ 新規鉄道事業形成に際しての環境社会配慮関連フロー（環境影響評価、用地取得・住民移転計画の作成主体と承認機関及びそのプロセス等）及び必要な環境社会影響の多寡
- ⑦ 対象都市における本邦企業のビジネス展開の有無及び関心度
- ⑧ 上述の①～⑦を踏まえた都市公共交通における現状課題の分析と、円借款事業によるUMTSの導入や技術協力も含めた支援の可能性に係る簡易な検討

(7) 優先協力対象都市の選定

「7. (6)」にて収集した情報をもとに、既存開発計画においてUMTSの必要性が謳われており、我が国の官民が共同で策定した都市鉄道の標準仕様「STRASYA（STandard urban RAIlway SYstem for Asia）」等の本邦技術活用を

念頭においた車両導入が見込まれるなどの諸条件を含む各種分析結果を踏まえ、優先協力対象都市を1都市選定する。

(8) プロGRESS・レポートの作成、説明・協議

上述の「7. (7)」までの結果について、JICAとの協議の上でPROGRESS・レポートとして取りまとめる。なお、作成にあたって行ったインドネシア関係者及びJICA等との協議結果は、別途協議議事録として取りまとめる。また、対象都市として選定されなかった4都市の調査結果についても、中央政府及び各都市の政府関係者との協議や他ドナーへの情報共有等を通じて、フィードバックを実施すること。

(9) 関連情報の収集及び優先協力対象都市が抱える都市交通における課題のレビュー

1) 関連情報の収集

優先協力対象1都市の都市交通の状況について、検討・策定されている計画の内容を整理するとともに、中央省庁・地方政府による開発計画の内容等を踏まえ、将来の都市構造や土地利用の枠組みを整理する。なお、既存調査等を活用し、効率的に現況把握を行う。更新が必要な内容については以下を想定しており、これらを念頭に必要最小限の調査を行う。

- ① 社会経済に関する概況
- ② 上位計画 (RPJMN等)
- ③ 関連計画 (民間セクターによる投資計画、他ドナーの援助計画等)
- ④ 都市交通施設に関連する計画、整備、管理、運営、組織等に関する法律、規則、制度、財源等
- ⑤ 各交通モードに関連する法律、制度、規則等
- ⑥ 都市交通セクターの実施機関の状況 (年間計画、組織体制、保有施設、運営・維持管理等)
- ⑦ 気象、自然条件に関する資料 (降雨量、河川の流況、地形・地質、地震等)
- ⑧ コンセッション契約、建設基準、交通量調査等の関連情報
- ⑨ 他ドナーの協力に関連する情報、
- ⑩ 公共交通にかかる施策の実施状況・将来の構想
- ⑪ 環境社会配慮にかかる制度、情報、関連組織

2) 現況把握

調査対象地域において現地踏査を実施し、道路網、公共交通、土地利用、道路及び都市交通施設維持管理、交通規制実施状況等の変化、概況をレビューする。

3) 都市交通問題のレビュー

上述1)、2)から得られた情報に基づき、既存計画で特定された都市交通問題の妥当性を確認し、本調査で解決すべき課題を定める。

(10) 社会経済フレームワークのレビュー

都市交通計画に影響を与える外部要因としての、人口増減、産業構造の変化、土地利用、都市計画等の変化を踏まえ、既存計画で策定された社会経済フレームワークをレビューし、必要に応じて更新する。なお、長期、中期及び短期の事業計画策定のために複数時点でのフレームワークとする。長期は20年、中期は10年、

短期は5年を想定しているが、必要に応じてインドネシア側関係機関と協議の上設定すること。

(1 1) 交通実態調査のレビュー

1) 交通実態調査の実施

既存の都市計画マスタープラン等で作成された対象都市圏の交通需要モデルの更新を目的として、交通実態調査を行う。同調査の規模は、統計的に十分な妥当性と信頼性が確保されるよう留意する。この際、既存調査をレビューし、既存調査実施当時と現時点の交通実態の比較ができる近年の変化の動向を把握する。本調査で実施する交通実態調査は下記の内容を想定する⁴。尚、交通実態調査の実施にあたっては現地再委託を認めることとする。

- ①コードンライン調査
- ②スクリーンライン調査
- ③交差点交通量調査
- ④公共交通運営・利用調査
- ⑤バス、乗り合いバス、タクシー、バイクタクシー、交通ターミナル調査
- ⑥公共交通インタビュー調査
- ⑦走行速度調査

2) 将来OD表の更新

交通実態調査の結果、現在OD表及び社会経済フレームワークを踏まえ、既存計画で策定された将来推定OD表を更新する。

3) 将来交通ネットワーク／サービスレベルの更新

対象都市において実施済みあるいは計画されている都市開発プロジェクトや公共交通機関のサービスレベルの発展を考慮し、将来の交通ネットワーク及びサービスレベルを更新する。

4) 交通モデル更新と将来交通需要予測の更新

交通実態調査の結果及び上述1)～3)を踏まえ、対象都市圏の交通モデルを更新し、配分計算を行い、これまでの調査結果及び社会経済フレームワーク等から現況交通を再現し、妥当性を確認した上で、将来のルート／モード別交通量を推計するとともに、計画されているプロジェクトが実施されない場合のルート／モード別交通量を併せて推計し、比較分析を行う。

(1 2) 既存の都市交通計画における基本方針のレビュー

これまでの調査結果を踏まえ、社会面、経済面、環境面での都市交通計画の目標を必要に応じて更新する。目標には、各種開発計画及び土地利用計画を考慮し、短期・中長期の段階的な都市交通の発展の方向性を示すとともに、達成すべき水準を明確にし、評価指標を更新する。この際、短期・中長期の段階的な方向性を踏まえて検討を含める。

また、これらの目標達成に向けて、施設整備計画、資金計画、人的資源・技術、組織、制度、技術等の強化・整備策等を含む対策を網羅的に再整理する。加えて、地域間交通移動手段や、利用者像、代替経路（バイパス）を含めた交通ネットワ

⁴ 以下の項目以外に必要と判断される細目（調査項目、調査内容等）については提案すること。

ークのあり方を検討し、既存調査における社会経済フレームワークも活用しながら、本調査で検討する都市交通の整備方針の策定を行う。

(13) 既存の都市交通計画における事業計画のレビュー

施設計画についての概略事業費の積算を実施し、最適な事業工程を具体的かつ段階的に示した実施スケジュール、整備方式などを含む、短期及び中長期の実施計画（案）を作成する。また、交通管理計画や組織整備、能力向上を含むソフト面も統合した総合計画とする。

計画策定に際しては、他ドナー等による資金援助など今後の財政確保の見通しも踏まえ、各段階で必要となる投資費用及び維持管理費用を計画する。中央政府・地域政府予算の範囲内で行える現実的な事業資金計画の提案とする。

(14) 既存の都市交通計画における事業計画の評価

事業計画について、その性質に応じて以下の点などの評価分析を行う。

1) 経済効果・財務分析

事業計画について経済効果・財務分析を行い、実施の妥当性を評価する。中央政府・地域政府の財務負担能力を考慮する。

2) 環境社会配慮

JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）に沿って、適切な配慮がなされるか評価する。社会影響評価については、住民移転の有無、地域共同体の維持、伝統的価値観への影響、貧困層等社会的弱者への配慮などを考慮する。

3) 事業効果分析

事業計画の導入効果について分析し、上述1)及び2)を踏まえ、社会経済的視点から妥当性を評価する。

(15) 優先事業の提案

「7. (14)」の検討結果を踏まえ、早急に改善することが必要とされる都市交通課題に対し、優先的に取り組むべきUMTS事業を提案する。なお、優先協力対象1都市において複数路線（ex.東西線・南北線・環状線等）の提案を行う場合は優先順位付けを行うことで最有力路線案を明確にするとともに、1路線案のみの提案となる場合は、当該1路線の複数の線形代替案について、同じく優先順位付けを行い、最有力路線・線形案を提案する。また、検討する最有力路線案について、自然状況、需要予測結果等に基づき、導入すべき交通システム（MRT（STRASYA規格相当）、LRT等）間の比較検討を行い、最適な交通システムを提案し、インドネシア政府関係機関の了解を得る。

(16) 優先事業推進のための実施体制の提案

事業計画を推進するために必要な組織体制（都市圏の都市交通施策実施のための組織体制の整備、行政機関間の連携・役割分担、意思決定メカニズムなど）及び組織の実施能力について、これまでのレビュー結果を踏まえて改善案を提案する。

(17) インテリム・レポートの作成、説明・協議

上述「7. (16)」までの結果について、インテリム・レポートとして取りまとめ、インドネシア関係者及びJICA等と協議し、基本的了解を得る。なお、協議結果は、別途協議議事録として取りまとめる。

(18) 優先事業への円借款供与の可能性の検討

本調査にて収集した情報やデータ等に基づき、優先協力対象都市における都市交通網の改善に向けたUMTSの導入を念頭に以下に例示する項目の検討・分析を踏まえ、段階的な事業実施も想定した路線計画案の提案及び比較検討を行う。なお、優先協力対象1都市の中で複数の路線案（ex.東西線・南北線・環状線等）が想定されている場合、優先順位付けを行うことで最有力路線案を明確にするとともに、1路線案のみの提案となる場合は、当該1路線の複数の線形代替案について、同じく優先順位付けを行い、最有力路線・線形案を提案する。

1) 自然条件調査

UMTS路線計画代替案の提案に際して、必要な精度を確保するために、以下の自然条件調査を実施し、情報を整理する⁵。なお、自然条件調査の実施にあたっては現地再委託を認めることとする。

① 地形図等の収集

抵触する家屋等の把握のための衛星写真・デジタル航空写真、縦横断設計等に用いる既存の地形図の収集を行う。なお、既存の地形図が代替案の提案に必要な精度を有しない場合は新規の地形測量の実施について提案すること。

② 気象及び水文（地下水含む）・水理

過去の自然災害の履歴、水利用実態、河川流量等の既存資料・データの収集整理、関係機関へのヒアリング、現地踏査等により気象・水文（地下水含む）・水理調査を行う。

③ 地質図、地下構造物・埋設物情報等の収集

地質図、地下構造物・埋設物等の既存資料・データの収集整理、関係機関へのヒアリングを行う。試掘等にて地質状況及び地下支障物の確認をする必要がある地点については別途確認の優先順位をつけて取りまとめること。なお、本調査内で地質調査等を行うことは想定しないが、路線案検討及び事業費積算にあたり、実施の必要性が著しく高い場合はJICAへ相談すること。

④ 現地踏査

①～③の資料調査の結果を踏まえた現地踏査を行い、高圧電線や道路高架等の地上の交差物・支障物について確認する。

2) 設計方針及び関連法令の確認

鉄道関係設計基準類、工事関係基準類、設計条件（含、駅舎・操車場等の施設、河川計画、地下化を想定する場合の掘削土砂の取り扱い・土捨て場）、施工計画の前提条件（含、施工時の用水・電力の確保、労働安全衛生基準、各種許認可等）、及び土地制度（土地所有権、容積率、用地取得および土地開発関連制度）を確認し整理する。特に事業実施にあたり、インドネシア政府関係機関、及び地方公共団体等が新規に事業者を設立することも想定されることから、許認可の取得名義について留意すること。

⁵ 以下の項目以外に必要なと判断される自然条件調査及び自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については提案すること。

3) STRASYA規格を前提とした設計諸元の検討

導入すべき交通システムがMRTの場合には、本邦技術活用を念頭に、STRASYA規格を基本とした、同都市で導入すべき技術的な設計諸元を示す。特に車両については、車両の性能のみならず混雑度を考慮した車両容量を明示し、1編成当たりの最大輸送量の算出根拠を明確した上で、需要予測に基づいた必要車両数を算出する。また、併せて車両基地関連機器等の検討を行う。

4) 運行計画の検討

需要予測結果に基づき、ルート案毎にピーク時断面交通量に合致する運転ヘッド・編成数について検討を行うとともに、オフピーク時間帯の運行頻度についてその推計根拠を明確にした上で、ピーク時・オフピーク時の基本的な運転ダイヤを含む運行計画を策定する。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、運行計画策定上留意すべき点を整理する。

5) 路線計画案の検討

上述の「7. (14)」及び「7. (18) 1)」をもとに、周辺の土地利用や調査・工事に係る法的・制度的制限など、路線選定上のコントロールポイント(制約事項)を整理した上で、路線計画案を提案する。また、各路線計画案に対し、他の交通機関との結節及び駅周辺開発時の用地取得可能性を考慮した駅位置、「7. (18) 3) STRASYA規格を前提とした設計諸元の検討」結果や実際の用地取得可能性を考慮し、車両基地位置を検討する。さらに、他交通網との交差条件(近接施工の有無等)、土量バランス、希少生物・住民移転等の周辺環境への影響が最小限となるように選定する。なお、各路線計画案については以下の各項目を含むこととし事業費算出においては、インドネシア及び周辺国等の類似案件を確認し、不足項目、過少計上等による事業費高騰を生じないように留意するとともに、感度分析によって各種リスクを評価する。また、事業費を整理する際には、本調査による算定条件が判るように整理する。施工計画においては、道路や支障物との交差や施工用道路、発進・到達坑ヤードの確保、掘削土の処理に留意する。

- ① 路線平面設計・縦横断設計(地上/地下/高架)
- ② 地上/地下/高架標準設計
- ③ 駅舎・操車場等その他主要構造物
- ④ 支障物(所有者・管理者の確認)
- ⑤ 本体事業費積算書(含、数量計算表、単価調査)
- ⑥ 施工計画・計画行程表(含、工用道路・施工用ヤード)
- ⑦ 完成予想図(パース等)
- ⑧ 事業効果(定量的・定性的効果、経済・財務分析(内部収益率(EIRR、FIRR)))
- ⑨ 環境社会影響度合(含、工用道路・施工用ヤード、土取り場、土捨て場)
- ⑩ 段階的な事業実施(工区分け、及び工区ごとの開業時期)

6) 電力・変電所・機械施設・設備計画の検討

事業想定エリアにおける電化及び信号や各種システム導入に際して必要となる電力及び変電設備について、変電施設の規模、数量、既存の電力施設からの送電方法等を検討し、整理する。

7) 信号・通信設備計画の検討

事業想定エリアにおける信号・通信設備については、STRASYA規格を念頭に、需要予測に基づいた運行計画を満足する配置設計や技術諸元を整理・検討し、提案する。（無線通信方式を提案する場合には、その法的整備状況についても整理する。）

8) 本邦技術適用に係る検討

事業実施に際し、施工用資機材・鉄道システム導入における本邦技術適用の可能性や優位性について、本邦及び現地の日本企業（主にメーカーを想定）に確認し、過去のインドネシアや開発途上国での導入実績や効果、初期費用やランニングコスト等について整理する。加えて、現地企業の活用実績（下請け先を想定／個別事例の契約金額総額に対する現地調達率の検証を含む）についても整理する。合わせて、個々の技術のみならず、システム全体としての本邦技術の比較優位性についても整理する。

9) 事業運営機関・体制の整理

事業化を想定した場合の事業運営主体となることが想定される各関係機関（運営主体・運行事業者）について役割の整理と課題の整理を行う。仮に事業運営主体が確立されていない場合は、どのような事業運営主体や体制、及び事業実施に係るライセンスが必要となるかを整理する。また、その際には、整備や建設の主体にも留意する。

なお、整理に当たってはすでにインドネシアで都市鉄道の運行経験を有しているPT.KAI（及び首都圏鉄道運営子会社であるPT.KCI）、MRTジャカルタ社等の体制についても参照する。

10) 施設整備体制・維持管理体制の整理

事業化を想定した場合の事業者の施設整備体制、維持管理体制、設備、職員の技術力等の確認と課題（設備・人材育成等）の整理を行う。

1 1) 環境社会配慮に係る情報収集・整理

当該事業の実施可能性の確認の点から、JICA環境ガイドライン（2010年4月）においてカテゴリAの事業に求められるAMDAL及びLARAPの作成に必要な基礎情報及びベースラインに係る既存情報を収集・整理する。

1 2) ファイナンススキームの検討

当該事業の実施可能性の確認の点から、円借款のみならず、PPPも含むファイナンススキームの導入可能性を検討する。

1 3) 事業運営計画の整理

先に整理した事業運営体制の整理に加えて、事業運営計画を整理する。特に事業運営主体の経営状況や同事業実施を想定したインドネシアの鉄道事業全般における収益構造の課題の整理や、鉄道事業外収益を想定した新規サービスの可能性について検証・整理する。なお、事業運営計画の整理にあたって、駅周辺開発を含むPPPスキームの導入を検討することは妨げない。

(19) 結論と提言のとりまとめ

本調査の結論とともに、対象1都市でのUMTS導入を念頭においた事業化に向けて、今後の調査等においてさらに詳細に検討すべき事項の整理と、インドネシア側で検討・対応すべき事項についても整理し、提案する。

(20) 現地ワークショップ・セミナーの開催

インドネシア側のステークホルダー等に対し、意見の聴取及び調査結果への反映や左調査結果の周知・活用が図られるよう、計3回の現地セミナー又はワークショップ（プログレス・レポート検討会合、インテリム・レポート検討会合及びドラフト・ファイナル・レポート検討会合等を想定）を開催する⁶。

(21) 関係者への説明・協議・調整

インドネシアカウンターパート機関及び日本側関係者に対し、本調査や各種レポートに関する説明や協議を実施し、レポートの最終化に向けて必要な調整等を行う。また、調整結果は、別途協議議事録として取りまとめ、JICAに提出する。

(22) 在インドネシア共和国日本国大使館及びJICAインドネシア事務所への報告

「7. (21)」までの調査結果概要を、在インドネシア共和国日本国大使館及びJICAインドネシア事務所に報告し、報告書のとりまとめに向けた意見交換を実施する。

(23) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明・協議

これまで実施した本調査の全ての結果を取りまとめた上で、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA、先方実施機関及び関係機関に説明・協議し、内容について基本的了解を得る。

(24) ファイナル・レポートの作成、説明・協議

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改訂し、ファイナル・レポートとして取りまとめる。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとし、提出日は、2022年2月18日とする。各報告書に記載する内容は、「7. 調査内容」をベースに適宜項目を追加し、整理すること各報告書のインドネシア側への説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得ること。また、各報告書の内容に修正が生じた場合は、速やかに対応を図った上でインドネシア関係機関等へ提出及び説明を行うものとする。

1) インセプション・レポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、実施体制、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始時（2020年10月下旬）

部数：和文10部・英文20部（簡易製本）、電子データ版5部（和文・英文収納）

⁶ 現地セミナー又はワークショップはスラバヤでの実施を想定し、30人/回として、必要な経費を本見積りに計上すること。

- 2) プログレス・レポート
記載事項：対象5都市の概況及び対象1都市の絞り込み検討結果
提出時期：調査前半（2021年1月上旬）
部数：和文10部・英文20部（簡易製本）、電子データ版5部（和文・英文収納）
 - 3) インテリム・レポート
記載事項：対象1都市における既存都市交通計画のレビュー及びレビュー結果
提出時期：調査中間時（2021年9月下旬）
部数：和文10部・英文20部（簡易製本）、電子データ版5部（和文・英文収納）
 - 4) ドラフト・ファイナル・レポート
記載事項：調査結果全体
提出時期：2022年1月上旬
部数：和文要約10部・英文要約20部（簡易製本）、和文10部・英文20部（簡易製本）、電子データ版5部（和文・英文収納）
 - 5) ファイナル・レポート
記載事項：調査結果全体
提出時期：2022年2月中旬
部数：和文要約10部・英文要約20部（製本）、和文10部・英文20部（製本）、電子データ版10部（和文・英文収納）
- (2) その他提出物
- 1) コンサルタント業務従事月報
コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報の作成し、監督職員に提出する。
記載事項：調査業務日とその概要
提出時期：業務月の翌月の最初の営業日
部数：1部（自社用に保管が必要な場合は2部）
 - 2) 議事録等
インドネシア関係機関等との調整会議、各種報告書の説明・協議時の議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA等及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、関係者に内容の確認等を行った上で、実施日を含む5日間を目安にJICAに提出すること。
 - 3) 業務計画書
本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。
記載事項：共通仕様書の規定に基づく
提出時期：契約締結後15日以内
部数：和文5部（簡易製本）電子データ3部
 - 4) 収集資料
記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト
提出時期：調査終了時
部数：電子データ3部

5) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象区間等の現状等が明確に把握できるものを収め、事業実施前後の状況が比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては、「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付する。写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用を想定しているため、肖像権の許諾等についても事前に取り付けたもののみを格納すること。

提出時期：ファイナル・レポート提出時

部数：電子データ2部（jpeg形式）

6) ファイナル・レポートのサマリーのインドネシア語翻訳版

調査内容の理解を容易にすることを目的とし、ファイナル・レポートのサマリーをインドネシア語に翻訳した簡易報告書を作成する。

提出時期：ファイナル・レポート提出時期

部数：電子データ5部

7) その他

上述の提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかにこれに対応すること。

(3) 報告書の印刷・電子化仕様

ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（平成22年3月）」を参照すること。なお、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知見とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(4) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前にJICAに提出し、承諾を得ること。
- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を10ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・

- 知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：都市鉄道の導入を含む都市交通計画の策定業務。なお、STRASYA 規格の軌道交通に係る各種業務の経験を有することが望ましい。

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➢ 業務主任者／都市交通計画

➢ 都市鉄道／軌道・線形計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市交通計画）】

- a) 類似業務経験の分野：都市交通計画策定にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 都市鉄道／軌道・線形計画】

- a) 類似業務経験の分野：都市鉄道の事業化にかかる各種業務。なお、STRASYA 規格の軌道交通にかかる各種業務の経験を有することが望ましい。
- b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

1. 調査の工程

調査は2020年10月中旬より開始し、2022年2月中旬の終了を目途とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 46 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／都市交通計画（2号）（評価対象者）
- ② 都市鉄道／線形・軌道計画（3号）（評価対象者）
- ③ 都市計画／土地利用計画（土地制度・土地利用・開発計画）／都市デザイン
- ④ 交通調査・交通需要予測
- ⑤ 運行計画
- ⑥ 車両・車両基地
- ⑦ 土木・施設計画／施工計画
- ⑧ 駅舎・附帯建物・設備計画
- ⑨ 電力・変電所計画
- ⑩ 鉄道システム（信号・通信）計画／本邦技術
- ⑪ 事業スケジュール／積算
- ⑫ 事業スキーム／経済・財務分析
- ⑬ 自然条件／環境社会配慮1（環境）
- ⑭ 環境社会配慮2（社会）
- ⑮ 法制度

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 交通実態調査
- 自然条件調査

(4) 対象国の便宜供与

本調査業務はJICAの責任において実施するものであることから、インドネシア側から特別な便宜供与を得られるものではない。但し、本調査実施にあたり、JICAインドネシア事務所から主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や、必要に応じたりクエストレターを発行するなど、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかるJICAインドネシア事務所の支援を必要とする場合は、JICAインドネシア事務所に随時連絡・協議すること。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 以下の費目については、以下に示す定額を本見積りに計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

- 1) 現地再委託費（交通実態調査）： 20,000千円
- 2) 現地再委託費（自然条件調査）： 10,000千円
- 3) 簡易報告書（ファイナル・レポートのサマリー）翻訳費（英文⇒尼文）： 50千円

(4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

(5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ジャカルタ⇒スラバヤ（ガルーダインドネシア航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 公開資料

➤ ・スラバヤ広域都市圏地域開発計画調査最終報告書 要約

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_108_12018800.html

➤ ・南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏総合計画調査最終報告書 要約

https://openjicareport.jica.go.jp/340/340/340_108_11834074.html

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市交通計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／●●●●</u>	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>都市鉄道／線形・軌道計画</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 1 業務名称 | 【案件名】 |
| 2 対象国名 | 【国名（地域名）】 |
| 3 履行期間 | 2000年00月00日から
2000年00月00日まで |
| 4 契約金額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員：東南アジア・大洋州部東南アジア第一課長
- （2）分任監督職員：なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。
- （2）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

（部分払）

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】

(契約の分割)

第●条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
(2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
(3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

【オプション3：詳細設計業務の場合】

(瑕疵担保等)

第●条 発注者は、約款第13条第4項に基づく成果品の引渡しを受けた後において、当該成果品に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査の合格の日から3年以内に行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果品の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことのできる期間は、検査合格の日から10年とする。
- 5 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なく受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定は、成果品の瑕疵が発注者の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指示等が不相当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

(一括確定額請負)

第●条 以下の各号に示す部分業務については、約款第14条の規定にかかわらず、以下の各号に示す成果品が約款第13条に規定する確認検査に合格したことをもって、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」に規定する金額を確定し、支払の請求を行うことができるものとする。

- (1) ○○○の水理模型実験（特記仕様書第〇条（●）参照）
成果品：○○○水理模型実験最終報告書（特記仕様書第●条（△）参照）
- (2) ■■■■■設計業務（構造）（特記仕様書第〇条（●）参照）
成果品：■■■■■にかかる技術仕様書及び設計図面（入札図書案の一部）
（特記仕様書第●条（■）参照）

2 前項各号の部分業務に関係する再委託については、付属書Ⅰ「共通仕様書」第9条第3号に規定する「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」を適用しないものとする。

注) ランプサム（一括確定額請負）型を一部業務に適用した場合、当該一部業務に対する（確定）報酬額は、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」において、「確定金額請負分」の項目を追加で設けた上で、当該（確定）報酬額を記載することとします。

【オプション4：12ヶ月を超える履行期間となる場合】

(前金払の上限額)

第●条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第1回(契約締結後)：契約金額の〇〇%を限度とする。
- (2) 第2回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の●●%を限度とする。
- (3) 第3回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の◎◎%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。